

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府高槻市前島五丁目495番の6

氏 名 株式会社多岐産業
代表取締役 明村 達頼

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 令和 元年11月10日

許可の有効年月日 令和 6年11月9日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴
って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)
※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行 う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成26年11月10日 新規許可、
令和 元年11月10日 更新許可、

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有